

【前提条件】(アとイのいずれか、または両方を満たすこと)

ア 一人でも時間外・休日労働時間が年960時間を超える医師(勤務医)がおり、36協定で時間外・休日労働時間の上限を960時間を超えて締結しているか、締結に向けて見直しを予定、検討していること。

イ 自医療機関での時間外・休日労働時間は年960時間以内であるが、他の医療機関での勤務と通算して時間外・休日労働時間が年960時間を超える医師(勤務医)がいること。(年の時間外・休日労働時間の上限が960時間を超えた36協定の締結や締結の検討は要件としない。)

① 救急病院・救急診療所

年間の救急車受入台数は2,000台以上ですか？

はい

対象外

※ 診療報酬の「地域医療体制確保加算」対象

いいえ

①-1 年間の救急車受入台数は1,000台以上2,000台未満ですか？

はい

対象

いいえ

①-2 休日夜間等入院受入数は500件以上ですか？

はい

対象

いいえ

【②～⑤に該当するか御確認下さい。いずれも該当しない場合は対象外です。】

②-1 機能強化型在宅療養支援病院の単独型
(特掲診療料の施設基準等 別添1の「第14の2」の1の(1))
(①該当を除く)

②-2 機能強化型在宅療養支援診療所の単独型
(特掲診療料の施設基準等 別添1の「第9」の1の(1))
(①該当を除く)

対象

※ ただし、一般稼働病床数が0床の場合や無床診療所の場合は、補助対象外となる可能性があります。

③ 総合周産期医療センター又は地域周産期

対象

④ 精神科救急病院(①～③該当を除く)

④-1 夜間・休日の措置入院・緊急措置入院実績は年間12件以上ですか？

はい

対象

いいえ

④-2 児童精神科を行っていますか？

はい

対象

いいえ

【⑤に該当するか御確認下さい。いずれも該当しない場合は対象外です。】

⑤-1 [脳卒中]超急性期脳卒中加算の算定が年間25件以上
(①～④該当を除く)

⑤-2 [心血管疾患]急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間60件以上
(①～④該当を除く)

⑤-3 急性期・高度急性期病棟を持ち高度のがん治療を行っている、若しくは移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関
(①～④該当を除く)

対象

※ 「小児救急」及び5疾病のうち「糖尿病」と、5事業の「災害時」でB水準要件を満たすものは、いずれも本事業ではなく診療報酬の「地域医療体制確保加算」対象、若しくは他の要件で本事業の対象となる規模の病院と見込まれるため、また「へき地」は該当しないため除外しています。